

特定器材コードの改定について

令和2年8月31日付け厚生労働省告示第304号に基づき、新設した特定器材コードのうち、コードの引継ぎにより新規特定器材コードの設定が不要なコードについて、「令和2年10月31日」に廃止する予定としております。

つきましては、下記のとおり経過措置年月日を設定した特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、廃止に係る公表については、10月下旬を予定しておりますので併せてお知らせします。

記

- 1 経過措置年月日「令和2年10月31日」の設定
（変更区分「5」：2コード）
「710011093：人工膝関節用材（脛骨側材・片側置換用（間）・標準型）」
「710011095：頸動脈用ステントセット（標準型）」
※ 令和2年11月診療分以降、当該コードは使用できなくなりますので
ご留意願います。

- 2 前1に伴い、電子レセプトに使用する特定器材コード
「738530000：人工膝関節用材（脛骨側材・片側置換用（間）・標準型）」
「710010086：頸動脈用ステントセット（標準型）」